

2022年10月1日

吸収分割に関する事後開示書面

大阪市中央区伏見町4丁目3番9号
阪和興業株式会社
代表取締役社長 中川 洋一

東京都中央区築地1丁目13番1号
阪和ダイサン株式会社
代表取締役 松本 大吾

阪和興業株式会社（以下「阪和興業」といいます。）及び阪和ダイサン株式会社（以下「阪和ダイサン」といいます。）は、2022年8月1日に締結した吸収分割契約に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、阪和興業を吸収分割会社、阪和ダイサンを吸収分割承継会社とする阪和興業の東京本社における条鋼部門の事業及び北関東支店における事業の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日【会社法施行規則第189条第1号】
2022年10月1日
2. 吸収分割会社における吸収分割をやめることの請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過【会社法施行規則第189条第2号】
 - (1) 吸収分割をやめることの請求にかかる手続の経過【会社法第784条の2】
本吸収分割は、会社法第784条第2項に該当するものであるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求にかかる手続の経過【会社法第785条】
本吸収分割は、会社法第784条第2項に該当するものであるため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求にかかる手続の経過【会社法第787条】
阪和興業は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。
 - (4) 債権者異議手続の経過【会社法第789条】

阪和興業においては、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に定める債権者が存在しないため、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における吸収分割をやめることの請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過【会社法施行規則第 189 条第 3 号】

(1) 吸収分割をやめることの請求にかかる手続の経過【会社法第 796 条の 2】

阪和ダイサンに対する、本吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求にかかる手続の経過【会社法第 797 条】

阪和興業は、阪和ダイサンの会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当し、阪和興業以外に阪和ダイサンの株主はいないため、阪和ダイサンにおいては、会社法第 797 条第 3 項の規定により、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過【会社法第 799 条】

阪和ダイサンは、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2022 年 8 月 22 日付で官報公告及び債権者への個別催告を行いました。阪和ダイサンに対し、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項【会社法施行規則第 189 条第 4 号】

阪和ダイサンは、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 10 月 1 日をもって、阪和興業から、その東京本社における条鋼部門の事業及び北関東支店における事業に関して有する権利義務の一部を承継しました。本吸収分割により、阪和ダイサンが阪和興業から引き継いだ資産の額は 2,939,228,646 円（2022 年 3 月 31 日時点）であり、引き継いだ負債の額は 0 円（同上）です。

5. 吸収分割の変更の登記をした日【会社法施行規則第 189 条第 5 号】

2022 年 10 月 1 日付で、本吸収分割による阪和興業及び阪和ダイサンの変更登記申請を行う予定です。

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項【会社法施行規則第 189 条第 6 号】

該当事項はありません。

以上